

解体業/破砕業（の事業範囲の変更）許可・許可の更新申請

番号	申請書等	形式的な事項等	新規	更新	変更			
1	<input type="checkbox"/> 解体業 <input type="checkbox"/> 破砕業 許可・許可の更新申請書 事業の範囲の変更許可申請書	許可に応じた様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	岐阜市収入証紙貼付書 及び 岐阜市収入証紙（申請手数料） ※1	区分に応じた申請手数料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
						新規	更新	変更
		解体				78,000 円	70,000 円	—
破砕	84,000 円	77,000 円	67,000 円					
3	施設の平面図等 ※2	平面図、立面図、断面図、構造図	<input type="checkbox"/>	—	◇			
	設計計算書 ※2	積替え保管量、処理能力	<input type="checkbox"/>	—	◇			
	施設の付近の見取図 ※2	事務所、事業場の案内図も添付	<input type="checkbox"/>	—	◇			
4	施設の使用権原を有することを証明する書類 ※2	購入契約書等、契約期間、当事者名	<input type="checkbox"/>	—	◇			
5	事業計画書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◇			
6	収支見積書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◇			
7	【法人申請】 定款又は寄附行為の写し	申請者による原本証明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8	申請者、役員、株主、政令使用人、法定代理人の住民票の写し ※3、4、5	本籍地の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
9	誓約書	許可に応じた様式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	◇			
10	先行許可証の写し	添付書類の省略を希望する場合、添付	<input type="checkbox"/>	—	—			

【備考】

- ・申請者が未成年の場合、法定代理人が必要になります。
- ・令和8年4月1日より、登記事項証明書の添付が不要となりました。
- ・新しい許可証を郵送で受け取ることを希望される場合は、返送先を記載し、郵便切手を貼付した返信用封筒を提出時に持参してください。

※1 令和8年9月末日の岐阜市収入証紙の廃止に伴い、10月から申請手数料の納入方法が変わります。申請手数料の新しい納入方法については市ホームページに掲載する予定ですので、申請前に再度ご確認ください。

※2 施設とは、積替え保管場所（作業場以外のものを含む。）を含みます。

※3 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、提出時に持参してください。

※4 新規許可において、先行許可証を添付することにより省略できます。

※5 法定代理人が法人の場合、定款又は寄附行為の写し、役員の住民票の写しが必要になります。